

郵便等投票制度のご案内

身体に重度の障害があったり、介護を必要とされる方で、投票日当日に投票所での投票が困難な方が自宅などから郵送で投票できる制度です。

郵便等投票ができる人

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険の被保険者証をお持ちで、次の障害の程度に該当し、自筆による投票ができる方は郵便等投票をすることができます。

区分	障害名	障害の程度
身体障害者手帳をお持ちの人	両下肢・体幹・移動機能	1級又は2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸	1級又は3級
	免疫・肝臓機能	1級から3級
戦傷病者手帳をお持ちの人	両下肢・体幹	特別項症から 第2項症
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう 直腸・小腸・肝臓	特別項症から 第3項症
介護保険の被保険者証をお持ちの人	要介護状態区分 要介護 5	

郵便等投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票をすることができる人で、自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の者は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に投票に関する記載をさせることができます。

- (1)身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級
- (2)戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症まで

郵便等投票証明書の交付申請

対象になると思われる方は、「郵便等投票証明書交付申請書」(下記からダウンロードできます。)を記入して、障害の程度を証明するものとあわせて尾道市選挙管理委員会へ提出又は郵送してください。

郵便等投票における代理記載制度を利用したい方については、尾道市選挙管理委員会にお問い合わせください。

投票の流れ

1. 選挙が近づくと郵便等投票証明書をお持ちの方へ、選挙管理委員会から書類が届きます。
2. 書類を整えて選挙管理委員会へ郵便等投票の請求をします。
3. 投票用紙等が自宅へ郵送されます。
4. 投票後、選挙管理委員会へ郵送します。
投票用紙の請求は、選挙期日の4日前までに請求してください。